

労働基準広報 2018 No.1953

3/21

CONTENTS

特集 働き方改革関連法案要綱の内容③ ————— 6

高度プロ制度等の長時間労働者への面接指導義務づけ違反には罰則科す

働き方改革関連法案要綱の中から、今回は労働安全衛生法、労働時間等設定改善法の改正部分を紹介する。労働安全衛生法の改正では、労働基準法の労働時間等の規定の適用が一部除外される「高度プロフェッショナル制度の対象者」及び「新技術・新商品等の研究開発業務に従事する労働者」について、週40時間を超える労働が月100時間を超える労働者に対して、医師による面接指導を行うことを事業主に義務づけ、違反には罰則を科すとしている。労働時間等設定改善法の改正では、いわゆる勤務間インターバル制度の導入を事業主の努力義務とすることを提案している。

(編集部)

●労働局ジャーナル ————— 12

岐阜県における適正な技能実習の実現に努める『技能実習生等受入適正化推進会議宣言』行う

(岐阜労働局)

●トピック/労働保険等における ————— 13

「現物給与の価額」の改正

全国47都道府県の「食事の額」235件中181件を今年4月に改正

(編集部)

●裁判例から学ぶ予防法務〈第40回〉 ————— 26

日本コクレア事件

(東京地裁 平成29年4月19日判決)

勤務成績・態度不良等を理由とする解雇の有効性

くれぐれも「解雇」という結論ありきで注意や指導を行わない

(弁護士・井澤慎次)

●NEWS ————— 1

(厚労省・医師の労働時間短縮に向けた緊急取組み)36協定は診療科ごとの実態考慮した内容に/ (29年の労働時間等の状況まとまる)年間総労働時間減少するも所定外は増加に転じる/ (生産性高い魅力ある企業を表彰)今回は「最優秀賞」3社、「優秀賞」4社など計12社/ほか

●知れば得する社会保険 ————— 16

第3回「標準報酬月額」

使用関係が継続し定期的に支払われる休業手当は報酬に

(編集部)

●本誌読者アンケート — 25 ●連載 労働スクラブル⑩ (労働評論家・飯田康夫) — 40 ●労務資料 平成29年 就労条件総合調査結果②~労働時間制度 — 42 ●わたしの監督雑感 岩手・一関労働基準監督署長 村井雄亮 — 54 ●今月の資料室 — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(25ページ)

労務相談室

回答者

就業規則等 [親会社からの出向社員が大半占める] 意見聴取は親会社の労組か — 48 弁護士・新弘江
賃金関係 [IT系の技術者や営業から要望] 賃金の仮想通貨払い可能か — 50 弁護士・田島潤一郎
高齢者 [管理職を中心に進む高齢化] 管理職に定年制設けたい — 52 弁護士・小川和晃

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内